

私らしく暮らせるみはらプラン



～個性と能力が発揮できる社会をめざして～

令和4(2022)年3月
三 原 市

1 計画策定の趣旨

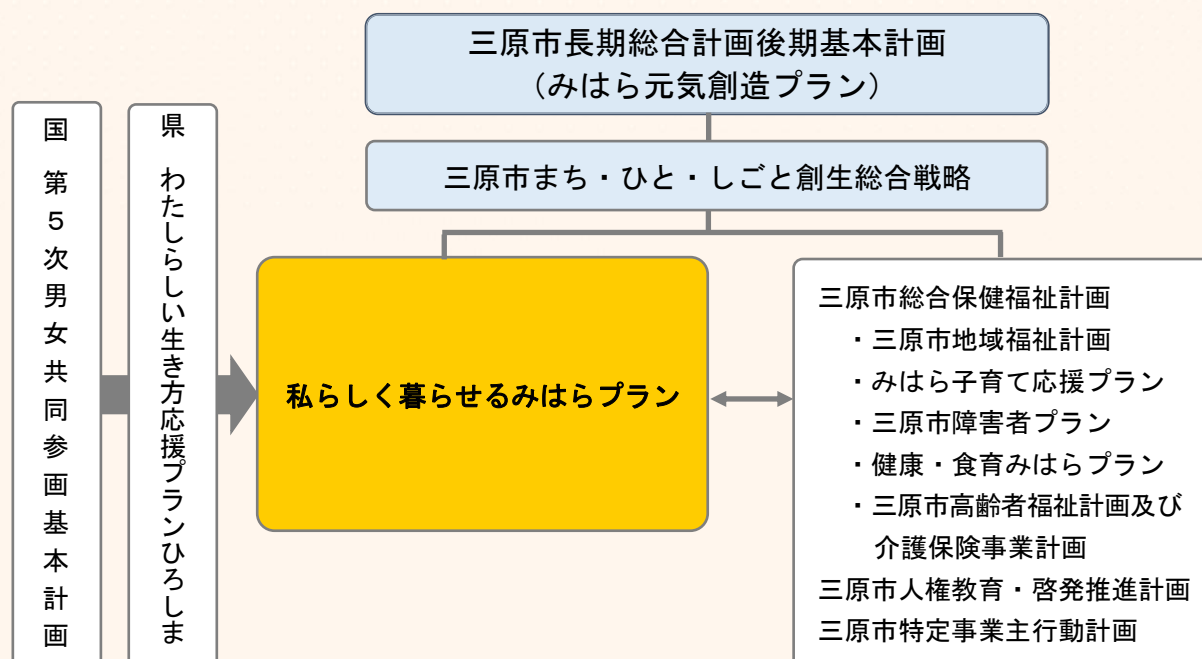
本市では、平成23（2011）年3月に三原市男女共同参画推進条例の制定以来、2度にわたり三原市男女共同参画プランを改定し、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めてきました。

第3次三原市男女共同参画プランが令和3（2021）年度をもって終了するにあたり、条例の理念に基づき、「第4次三原市男女共同参画プラン」として「私らしく暮らせるみはらプラン」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、条例第8条に基づく、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。基本法第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」に当たり、本市の上位計画である「三原市長期総合計画（みはら元気創造プラン）」や他分野の計画との整合性を図り策定するものです。

また、女性活躍推進法第6条第2項及び、DV防止法第2条の3第3項に基づく、市町村基本計画と一体のものとして策定します。



3 計画の期間

プランの計画期間は、令和4（2022）年度を初年度とし、令和8（2026）年度を目標年度とする5年間とします。

1 めざす姿

私らしく暮らせるみはらへ

～個性と能力が発揮できる社会をめざして～

2 第4次プランにおけるSDGsの取組

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27（2015）年9月の国際サミットで決められた令和12（2030）年までの国際社会共通の開発指針であり、気候変動や経済的不平等、イノベーション等を優先課題として盛り込み、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現することを目標としているものです。

このSDGsは、開発途上国だけでなく、先進国も含めたすべての国が取り組むべき普遍的な目標となっており、持続可能な社会を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成されています。「誰一人取り残さない」という理念のもと、達成に向け私たち一人ひとりができることをしっかりと考え、一步を踏み出すことが求められています。

本計画においては、SDGsの17のゴールのうち、「4. 質の高い教育をみんなに」「5. ジェンダー平等を実現しよう」を意識して連携・協調しながら推進していくこととします。

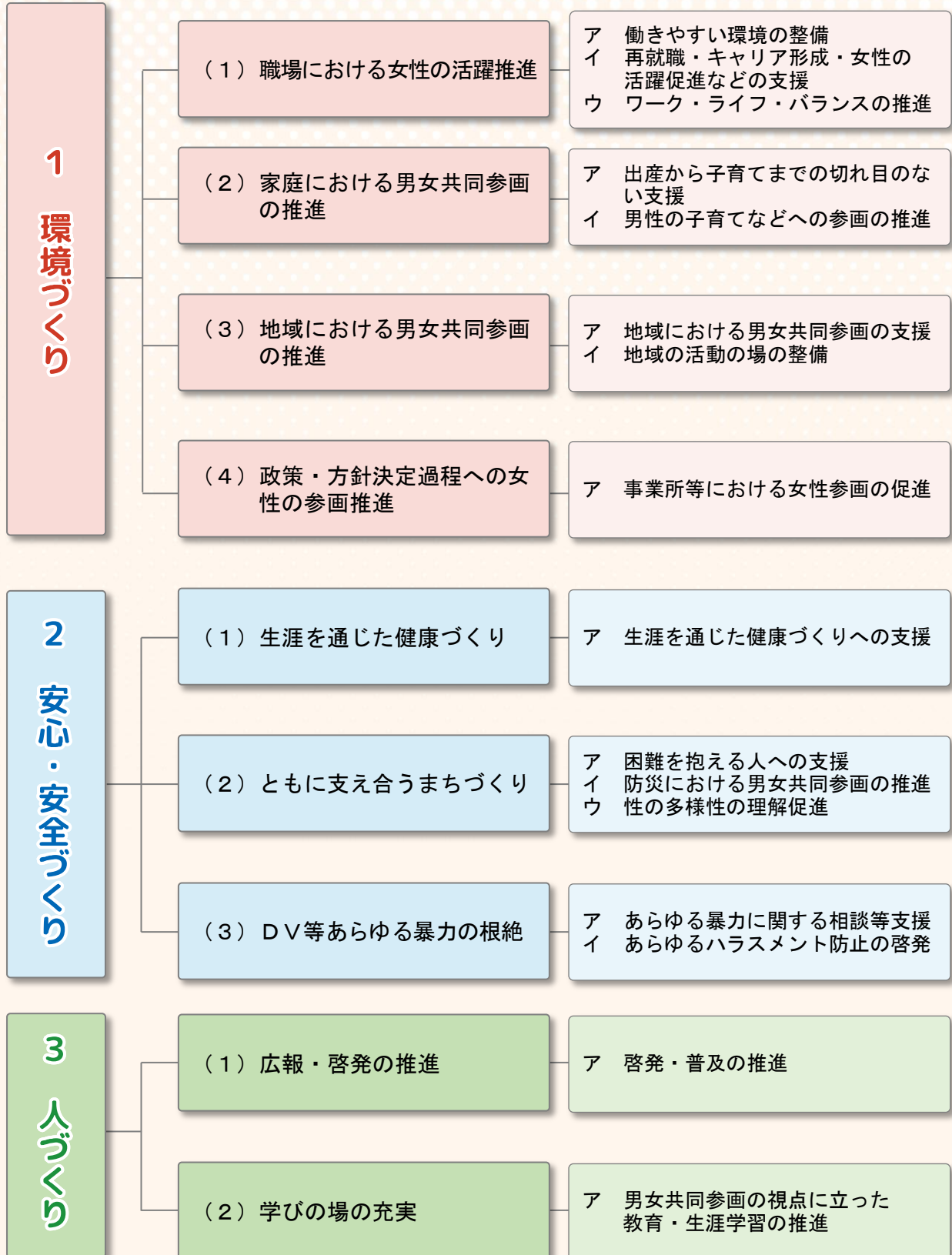


3 施策体系図

[基本目標]

[施策]

[取組]



基本目標1 環境づくり

男女共同参画社会の実現のためには、平等な就労条件や誰でも仕事と家庭が両立できる環境づくりが重要です。このため、長時間労働や固定的な性別役割分担意識の改善、多様な働き方の導入などのワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組が求められています。

また、互いに対等な立場で、政策・方針決定過程に関わることができるよう、社会の様々な分野における参画を推進します。

(1) 職場における女性の活躍推進

ア 働きやすい環境の整備	女性の就労支援【新規】
	労働慣習の見直しの普及・啓発
	入札参加資格に係る評価基準の改正
	女性就労者の健康管理
	労働に関する相談機能の充実
	事業所における人権教育・啓発の支援
イ 再就職・キャリア形成・女性の活躍促進などの支援	起業化の促進と育成支援
	再就職への支援
	職業能力を高めるための支援
	農業分野における女性の活躍促進
ウ ワーク・ライフ・バランスの推進	育児・介護休業制度などの普及・啓発

(2) 家庭における男女共同参画の推進

ア 出産から子育てまでの切れ目のない支援	妊娠・出産・子育て環境の整備
	保育サービスの充実
	地域における子育て支援
	相談体制の充実
イ 男性の子育てなどへの参画の推進	男性の家事・育児・介護などへの参画の推進

(3) 地域における男女共同参画の推進

ア 地域における男女共同参画の支援	地域社会での男女共同参画意識の啓発
	地域活動への参画の促進【新規】
	地域活動への参画機会の提供
	コミュニティ活動などの情報や参画機会の提供
	女性団体などの活動の支援
イ 地域の活動の場の整備	コミュニティ活動の場の整備
	ユニバーサルデザインの推進

(4) 政策・方針決定過程への女性の参画推進

ア 事業所等における女性参画の促進	人材育成の充実
	人材登録と活躍の場
	審議会などにおける女性の参画推進
	管理職に占める女性職員の登用

基本目標2 安心・安全づくり

それぞれの能力と個性を発揮するためには、生涯を通じて健康で安心して暮らせる環境が重要です。ライフステージごとの課題に応じた健康支援や、生活困難者に対して、生活の自立と安定のための支援を行います。

さらに、配偶者暴力や交際相手からの暴力などの問題については、重大な人権侵害であるという認識を市民一人ひとりが持ち、相談体制の充実等を通して誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。

(1) 生涯を通じた健康づくり

ア 生涯を通じた健康づくりへの支援	健康教育・健康相談・健康診査の実施
	女性のがん検診の実施
	身近な地域での運動推進の普及啓発
	こころの病気の理解と普及啓発
	エイズや性感染症に関する理解と普及啓発

(2) とともに支え合うまちづくり

ア 困難を抱える人への支援	生活困窮者などの支援
	ひとり親家庭の自立支援
	高齢者の在宅生活の支援
	障害のある人の自立支援
	ひきこもりなどの人への支援
イ 防災における男女共同参画の推進	女性消防団員の活動の場の増進 男女共同参画の視点を取り入れた災害及び感染症対策の推進
ウ 性の多様性の理解促進	性的少数者に配慮した取組の実施

(3) DV等あらゆる暴力の根絶

ア あらゆる暴力に関する相談等支援	県、警察との連携による相談業務の実施
	被害者保護と自立の支援
イ あらゆるハラスメント防止の啓発	あらゆる人に対する暴力防止の啓発
	セクシュアルハラスメントなどの防止に関する啓発



基本目標3 人づくり

誰もが自分の生き方を選択し、個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていけるよう、固定的な性別役割分担意識を解消し、多様な生き方を選択でき、お互いを尊重し認め合う意識を醸成します。

また、すべての人が男女共同参画に関する認識を深められるよう、様々な機会を通して分かりやすい広報・啓発活動を行います。さらに、生涯にわたって意識が醸成されるよう家庭や地域、学校等のあらゆる場において男女共同参画を進める教育・学習を推進します。

(1) 広報・啓発の推進

ア 啓発・普及の推進	広報活動の充実
	情報の収集・提供と市民意識の把握
	男女共同参画意識を高めるための啓発
	男女共同参画貢献者の表彰

(2) 学びの場の充実

ア 男女共同参画の視点に立った教育・生涯学習の推進	学校などにおける男女共同参画意識の教育
	あらゆる教育関係者の資質の向上
	生涯学習における男女共同参画意識の啓発
	男性の家事・育児・介護などへの参画の推進（再掲）

4

計画の推進

1 計画の推進体制と進捗管理

本計画を着実に推進するために、市民、事業所、男女共同参画の関係機関・団体、本市などが、将来の三原市の男女共同参画推進に対しての役割を認識し、それぞれに連携・協働して、各施策に取り組みます。広域的な課題については、国・県や近隣の市町と連携し、施策を推進します。

市は、「三原市男女共同参画推進本部」（事務局：人権推進課）を中心に、関連事業を調整し、全庁的な合意形成を図りながら計画を推進します。また、「三原市男女共同参画審議会」の意見を聴き推進します。

本計画は、基本目標ごとに設定した「主な施策」の点検・評価により進捗管理をします。「主な施策」の点検・評価は、「三原市男女共同参画推進本部」のもとに行い、「三原市男女共同参画審議会」に報告するとともに、各年度に市ホームページなどで「三原市の男女共同参画に関する年次報告」を公表・報告します。

本計画の進捗管理は、「計画（Plan）」、「実施（Do）」、「点検・評価（Check）」、「見直し（Action）」というPDCAサイクルを確立し、継続的に実施します。

項 目	現状 (令和2年度)	目標 (令和8年度)
1-1 職場における女性の活躍推進		
一般事業主行動計画（女性活躍）の市内策定事業者数【新規】*1	10社	18社（R6）
広島県仕事と家庭の両立支援企業登録事業所数	33社	増加
広島県男性育児休業等促進宣言企業（育メン休暇応援制度）登録事業所数	12社	増加
女性（25～39歳）の就業率*1	69.5%*2 (R2年国勢調査値は R4年5月公表予定)	75%（R7）
1-2 家庭における男女共同参画の推進		
【待機児童数】保育所・認定子ども園（長時間利用）に入れず待機している児童数*1	0人	0人
小規模保育事業所数*3	4カ所	4カ所
事業所内保育事業所数*3	1カ所	2カ所
放課後児童クラブに入れず待機している児童数【新規】*4	33人	0人（R6）
ファミリー・サポート・センター事業の利用者数【新規】*1	14人	40人（R6）
1-3 地域における男女共同参画の参画推進		
市民提案型協働事業及び市民活動団体育成事業実施団体数【新規】	延べ92団体	増加
地域ビジョン策定団体数【新規】	10団体	増加
1-4 政策・方針決定過程への女性の参画推進		
人材育成セミナー参加者数（延べ人数）*5	175人	増加
各種審議会などにおける女性委員の割合*1	26.7%	33.0%（R6）
2-1 生涯を通じた健康づくりの支援		
乳がん検診の受診率*6	25.7%	上昇
子宮頸がん検診の受診率*6	39.3%	上昇
2-2 とともに支え合うまちづくり		
母子・父子家庭自立支援給付事業（高等職業訓練促進事業）支給対象件数	15件	増加
認知症サポーターの人数（累計）*1	12,412人	14,700人
消防団員のうち女性の人数*7	女性分団 14人 その他 4人	20人
3-1 広報・啓発の充実		
男女共同参画セミナーの参加者数（延べ人数）	37アカウント*8	増加
生涯学習出前講座の利用件数	418件	750件
事業所への出前講座件数（延べ件数）	25件	増加
男女共同参画社会づくり表彰件数（累計）*3	18件	28件

*1：三原市長期総合計画後期基本計画，令和2（2020）年3月（計画期間：令和2年～6年度）

*2：国勢調査，平成27（2015）年

*3：第2期三原市まち・ひと・しごと創生総合戦略，令和2（2020）年3月（対象期間：令和2～6年度）

*4：第2期三原市子ども・子育て支援事業計画，令和2（2020）年3月（計画期間：令和2～6年度）

*5：延べ人数は，令和2年度を初年度としてカウント

*6：健康・食育みはらプラン，平成30（2018）年3月（計画期間：平成30～令和4年度）

*7：三原市消防団規則 別表1 女性分団定員

*8：ウェブセミナーの事前申込回線数

私らしく暮らせるみはらプラン 【概要版】

（第4次三原市男女共同参画プラン）

令和4（2022）年3月

発行：三原市生活環境部人権推進課

〒723-8601 広島県三原市港町三丁目5番1号

TEL：0848-67-6044

FAX：0848-64-4103

E-mail：jinken@city.mihara.hiroshima.jp